引受事務要領

仙台湾水先区水先人会

受付方法	水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。 （１）　合同事務所の窓口における受付 所在地：塩釜市貞山通１丁目８番３５号 （２）　電話による受付 電話番号：０２２－７８１－７２４６ （３）　ファクシミリによる受付 FAX 番号：０２２－３６２－５５１９ （４）　電子メールによる受付 メールアドレス：sendai-pilot@nifty.com
受付事項	水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。 （１）　船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類 （２）　船舶所有者（水先法第３条）の氏名又は名称及び住所 （３）　水先区間及び水先開始予定時刻 （４）　輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否 （５）　その他利用者から得た特別な事項
当直表	会員の休息時間及び休暇を確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日まで公表するものとする。
受付条件	水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。 １．水先人の選任について利用者からの要請がない場合 （１）　原則として、利用者から水先開始予定時刻の６時間前までに、申し込みされたものであること。

	（２）　当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。 ２．水先人の選任について利用者からの要請がある場合。 （１）　次のすべての要件を満たすものであること。 イ　当該水先人が当該要請を応諾すること。 ロ　当該要請が水先開始予定時刻の 168 時間前から 72 時間前までに申込みされたものであること。（ただし、72 時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。） ハ　当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複してないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけではなく、移動時間（3 時間）及び休息時間（2 時間）を含めるものとする。 二　以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。 ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること （２）　当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数に応じた業務制限基準に適合したものであること。
会員への連絡	本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。 （１）　水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものする。 （２）　前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。 （３）　前二号により会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。

業務制限基準

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
１年未満	３万５千総トン未満の船舶（３万総トン以上のコンテナ船、チップ船、自動車船及びパナマックス船、並びに客船及び２万総トン以上の危険物積載船を除く。但し水先業務経験年数３年以上の水先人と同乗する場合は業務制限をしない。）
３年未満	すべての船舶（３万総トン以上の客船及び４万総トン以上の危険物積載船を除く。但し水先業務経験年数３年以上の水先人と同乗する場合は業務制限をしない。）

廃業基準年齢（７２歳）以上の一級水先人の業務制限	４万総トン以上の油タンカー及び液化ガスタンカー及びＬＮＧ船、並びに３万総トン以上客船には配乗しない。

仙台湾水先区水先人会

2024.08.09現在
（REV.19TH）

Ⅰ、【入港船舶の引受船型基準及び許容喫水】

（単位：m）

		バース情報			港湾事務所		船型基準及び許容喫水			備考
		バース名	長さ	計画水深	運用水深	許容喫水	適用水深	LOA	許容喫水	
仙台港区	1	向洋埠頭	240	12.0			11.90	215	11.00+tide	
	2	高松埠頭 1号	240	12.0			11.90	200	11.00+tide	1) 2号南東角より西約330m(中野1号との境界付近)に水深11m在り 2) 2号南東角付近8.4mの張出在り
	3	高松埠頭 2号	280	14.0			13.90		12.80+tide	
	4	高砂埠頭 1号	310	12.0			11.60		10.80+tide	
	5	高砂埠頭 2号	330	14.0			13.80		12.75+tide	
	6	高砂埠頭 3号	190	14.0			13.80		12.75+tide	
	7	中野埠頭 1号	240	12.0			11.80		10.90+tide	PMAX船は9.3m＋tide
	8	中野埠頭 2号	185	10.0			10.00		9.30+tide	
	9	中野埠頭 3号	185	10.0			10.00		9.30+tide	
	10	中野埠頭 4号	185	10.0			8.50		7.25+tide	
	11	中野埠頭 5号	185	10.0			9.90		9.25+tide	4号/5号境界部付近に8.5m在り
	12	中野埠頭 6号	185	10.0			9.90		9.25+tide	
	13	雷神埠頭 1号	220	9.0			8.90		8.30+tide	
	14	雷神埠頭 2号	220	9.0			8.90		8.30+tide	
	15	JFE条鋼	260	12.0			9.90		9.25+tide	
	16	仙台パワーステーション	260	10.0			6.10		5.70+tide	
	17	JFE物流	246	7.5						
	18	東北電力/ENEOS共同桟橋	165	15.0			14.00		12.70+tide	
	19	ENEOS 第1桟橋	135	17.0			15.30		13.90+tide	最大入港喫水14.9m
	20	ENEOS LPG桟橋	75	17.0			15.30		13.90+tide	
	21	〃 第2桟橋	40	7.5			7.40		7.25+tide	
	22	〃 第3桟橋	138	7.5			6.90		6.25+tide	
	23	〃 第4桟橋	138	6.0			5.50		5.00+tide	
	24	〃 第6桟橋	60	6.0			5.80		5.20+tide	
	25	〃 第7桟橋	138	6.0			5.60		5.10+tide	
	26	仙台市ガスLNG桟橋	77	7.5			7.00		6.40+tide	
	27	全農エネルギー	37	7.5			7.30		6.70+tide	
塩釜港区	28	貞山埠頭 1号	166	8.5			5.80		5.20+tide	岸壁北約120mに浅瀬6.9m在り
	29	貞山埠頭 2号	210	8.0			7.30		6.50+tide	
	30	貞山埠頭 3号	130	7.5			7.30		6.50+tide	
	31	貞山埠頭 4号	130	7.5			6.20		5.60+tide	
	32	東埠頭 1号	110	7.5			6.30		5.70+tide	東埠頭1.2号浅瀬6.3m在り
	33	東埠頭 2号	110	7.5			7.30		6.50+tide	
石巻港区	34	南浜 1号	165	10.0	11.0		10.90		10.15+tide	
	35	南浜 2号	165	9.0			8.90		8.30+tide	
	36	南浜 3号	130	7.5			7.20		6.70+tide	
	37	日和埠頭 6号	165	10.0			9.40		8.80+tide	
	38	日和埠頭 7号	185	10.0	10.0		10.80		10.00+tide	
	39	大手埠頭 1号	130	7.5			7.30		6.80+tide	
	40	大手埠頭 2号	130	7.5			7.50		7.00+tide	
	41	大手埠頭 3･4･5号	320	5.5			5.60		5.20+tide	
	42	中島埠頭 1号	130	5.5			5.50		5.10+tide	
	43	中島埠頭 2号	185	10.0			10.00		9.30+tide	
	44	中島埠頭 3号	185	10.0			10.20		9.50+tide	
	45	東海カーボンドルフィン	32	7.5			7.40		6.90+tide	西水路南側水深6.8m在り
	46	雲雀野中央 1号	260	13.0			11.80		10.60+tide	雲雀野指向灯西約400m
	47	雲雀野中央 2号	260	13.0			11.80		10.60+tide	
	48	雲雀野中央北埠頭	170	10.0			10.30		9.60+tide	

【注】 1) 仙台港区公共岸壁の水深は、海図及び国土交通省　塩釜港湾・空港整備事務所からの情報による。
2) 仙台港区　向洋、高松及び中野1号埠頭へ入港予定のLOA200m以上の船舶及び中野5号埠頭へ入港予定のLOA175m以上の船舶は、事前に当会へ連絡願う。
3) 異常天候時、うねり侵入時又は復原力不十分な船舶については、上記基準を変更することがある。特に、石巻港区に入港する深喫水船は、航路入口付近のうねりの影響により、天候回復又は潮汐待ちが有り得ることに留意する事。
4) 喫水制限を受ける船舶は、出来る限り船体横傾斜を少なくするように努める。
5) 潮位が基本水準面以下となる場合には、低下分だけ許容喫水は減少する。
6) 着岸後の潮位変化による底触等の危険については、本船側の責任で揚荷促進等により対応願う。
7) バース水深に変化があった場合には、上記基準を変更する。
8) 特殊船等については、早期に入港情報を提供願い、必要に応じて引受け基準を別に定める。
9) 石巻港区に於いては、上記の基準に係らず、石巻港内係留施設船舶受入指針に基づく。但し、同指針を超える船舶については、港湾事務所の指導を踏まえて、当直水先人の判断による。
10) 私設桟橋・岸壁への入出港基準は、上記の基準に係らず、当該桟橋・岸壁の基準による。

Ⅱ、【水先引受基準】

1 自然条件による引受基準

原則として
風速 ： 15m/s以下（小型LNG船は12m/s未満）
視程 ： 1000m以上（タンカーは1海里以上）

2 入出港の嚮導時刻

A 一般貨物船の入港時の水先人乗船時間
原則として、0630時～日没1時間前迄。
但し、喫水、バース事情等の関係で、やむを得ぬ事情がある場合は、当直水先人と相談の事。

B 一般貨物船の出港時の水先人乗船時間
原則として、0630時～2100時迄。
但し、塩釜1区及び2区からの出港は、日没30分前迄。

C タンカーの入出港は、日出から日没迄とする（問題がある場合は、主水先人と代理店との打ち合わせにより決定する）。但し、小型タンカーで私設桟橋への入出港基準は関係者の打ち合わせによる。

D コンテナ船の入出港は24時間体制で行う。

E West Wood Shipping社運航のセミコンテナ船は、夜間出港を実施する。

Ⅲ、【曳船使用基準】

本船の種類及び船型	使用曳船		備　　考
	馬力又は型	隻数	
一般貨物船			
5,000GT未満	3,200～3,600	1	嵩高船は風速10m/s以上が予測される場合、タグ2隻とすることが出来る。
5,000GT以上	3,200～4,000	2	スラスター装備船で出力が充分な場合は、1隻減ずることが出来る。
コンテナ船及び客船	3,200～4,000	2	スラスター装備船で出力が充分な場合は、1隻減ずることが出来る。
タンカー及びLPG船			
30,000GT未満	3,200～4,000	2	
40,000GT未満	3,200～4,000	3	
70,000GT未満	3,200～4,000	4	出港時 3
70,000GT以上	3,200～4,000	4又は5	出港時 3 又は 4
VLCC	3,200～4,000	5	出港時 4　強風時 5

注記）但し、船種、船型、本船の状態、バース事情及び他船の着桟状況、気象、海象、その他の事情により、上記の基準によらないことがある。